
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ECLモデル（IFRS基準）とCECLモデル（米国会計基準）の基本的な考え方

本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発におけるステップ1（ECL（IFRS基準）とCECL（米国会計基準）のどちらかのモデルを開発の基礎とするかの選択）の検討の前段階として、ECLモデル¹（IFRS基準）とCECL²モデル（米国会計基準）による貸倒引当金の認識及び測定に係る基本的な考え方について説明することを目的としている。また、参考として、現在の日本基準における貸倒見積高の算定の定めが設けられた経緯及び基本的な考え方についても説明する。

IASB及びFASBが予想信用損失モデルの採用に至った背景

2. IFRS及び米国会計基準は、従来、発生損失モデル（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」においては減損の客観的な証拠が存在する場合、米国会計基準においては信用減損の発生可能性が高い（Probable）という認識規準（閾値）を満たした場合に減損損失を認識するという減損モデル）を採用していたが、2008年のリーマン・ショック以降深刻化したグローバルな金融危機において、特に銀行監督当局を中心とした関係者より次のような批判が寄せられた。
 - (1) 貸倒引当金の認識及び測定が、企業の貸付に係る判断方法、金融商品の価格決定、リスク管理と整合しておらず、それにより利息収益が構造的に過大計上される。
 - 一般に企業は、投融資を行う時点で目標リターンに将来、予想される損失を織り込んだ実効利回りを予想し、それに基づいて意思決定を行っているが、発生損失モデルではそのようなリスク管理活動を会計上で反映することが出来ない。
 - 結果として当初に予想した損失が実際に発生するまでにリスクプレミアムを含んだ利息収益が認識される一方で、「発生」に係る認識規準を満たさないものとして、対応する減損損失が過少に認識された結果、損益が過大に

¹ IFRS第9号「金融商品」における予想信用損失モデル（Expected loss model）

² ASU第2016-13号「金融商品－信用損失（Topic326）：金融商品に関する信用損失の測定」における予想信用損失モデル（Current expected credit losses model）

計上され、その一部が正当性のない配当や報酬として社外に流出してしまう。事後的な減損損失の一部は、実質的に、それまでの期間における適切ではない損益の戻入れである。

(2) 信用減損認識の構造的な遅延と急激な影響

- 信用リスクの変動が損失発生認識規準を満たすまでは、その認識が遅延し、当該認識規準を満たした時点で信用リスクが急激に増加するという構造的な問題を有している。また、これは当該金融資産に係る予想キャッシュ・フローとも整合しない。

(3) 金融資産の質に関する経済事象を忠実に表さない。

- 当初から予想され、経済的に契約上の利回りに含まれている予想損失が、発生損失モデルに基づき会計上「発生」とみなされた場合、実際には金融資産の質に変化がないにも関わらず損失が計上され、忠実でない財務情報をもたらす。

(4) 実務のばらつきと比較可能性の著しい低下

- 信用損失がいつ発生したかの認識規準の適用に関し実務適用上のばらつきが生じている。

3. 現行の予想信用損失モデルに基づくIASBのECLモデル及びFASBのCECLモデルは、上記の批判に対応するために、[図表1]のとおり、IASB及びFASBがそれぞれに数度の公開草案の公表を含む検討の結果として開発されたものである。

両者の減損モデルとも、IAS第39号における減損の客観的証拠や、米国会計基準における‘Probable’の閾値によらず、合理的で裏付け可能な将来予測情報を反映し、予想信用損失をより適時に認識することを意図するが、最終的に、両者は異なる予想信用損失モデルを採用することとなった。

[図表1] IASB及びFASBによる予想損失モデルの提案

公表時期	IASB	FASB	公開草案／ASU案／最終基準
2009年11月	○		公開草案(ED)「金融商品：償却原価及び減損」
2010年5月		○	ASU案「金融商品(Topic 825)並びにデリバティブ及びヘッジ(Topic 815)：金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の見直し」
2011年1月	○	○	共同提案：IASBの2009年11月EDに対する補足文書「金融商品：減損」

2011年5月～ 2012年7月	○	○	3バケット・モデルを共同で検討
2012年12月		○	ASU案「金融商品－信用損失（subtopic 825-15）」
2013年3月	○		公開草案「金融商品：予想信用損失」
2014年7月	○		IFRS第9号「金融商品」（2014）
2016年6月		○	ASU第2016-13号「金融商品－信用損失（Topic326）：金融商品に関する信用損失の測定」

IASBにおける予想信用損失モデル

2009年の公開草案におけるモデル

4. 第8項以下で示すIASBのECLモデルの基本的な考え方は、2009年11月に公表された公開草案「金融商品：償却原価及び減損」で示されたものが基礎となっている。当該公開草案で提案されたモデル（以下「2009年EDモデル」という。）の概要は以下のとおりである。

- (1) 金融資産の当初認識時に、実効金利を契約上のキャッシュ・フローに全期間の予想信用損失も考慮した予想キャッシュ・フローに基づき算定する（以下「信用調整後の当初実効金利」という。）。

事後測定において、信用調整後の当初実効金利を変更するまでの間は、実効金利により損益を計上する。

- (2) 事後測定において、償却原価を、当該時点の改訂した予想キャッシュ・フローを上記(1)の信用調整後の当初実効金利で割り引いた金額に修正する。

当該償却原価の修正は、それが生じた会計期間に減損損失（又は戻入れ）として認識する。

償却原価の修正後は、当該修正後の償却原価に基づき信用調整後の当初実効金利により損益を計上する。

5. 前項の2009年EDモデルは、IAS第39号における信用減損資産及びIFRS第9号のECLモデルにおけるステージ3の取扱いに相当する会計処理と考えられる。
6. IASBは、2009年EDモデルによれば、金融資産の契約条件に織り込んだ予想信用損失は、実効金利法を通じて利息の受取額の調整として認識され、減損損失は、事後

測定における信用度の悪化に対して認識されることとなり、このモデルが最も経済事象を適切に反映するモデルになると考えている。

7. この 2009 年 ED モデルは実務運用上の負荷の観点³から採用されなかったが、IASB は、IFRS 第 9 号の ECL モデルは、2009 年 ED モデルに可能な限り最大限に近似することを図った上で、実務上の適用可能性を考慮したモデルであると位置付けている。

ECL モデルの基本的な考え方

8. IASB は、予想信用損失の経済現象を忠実に表現するモデルは、信用リスクの変動による経済的損失（又は利得）を適切に表現することが可能であり、これは、利息収益と信用コストの対応関係を適切に図り、与信の収益性を忠実に表現することによって可能となると考えている（IFRS 第 9 号 BCE 第 96 項及び BC 第 5.82 項から 83 項等）。
9. 前項の観点から、IASB は、当初認識時に金融資産の価格付けに織り込まれた予想信用損失の当初の見積りと、その後の変動の影響とを区別することを一貫して重視している。

（当初認識時の予想信用損失）

10. IASB は、当初の予想信用損失は契約上の利回りに織り込まれているため、当初認識時に予想信用損失（Day1 損失）を計上することは、経済的に存在しない損失を認識することとなり、適切ではないとの考えを重視している。また、当初認識時に予想信用損失（Day1 損失）を計上することは、金融資産について当初認識時の公正価値を下回る帳簿価額で認識することになるため、与信の経済実態と整合しない結果となり、目的適格的でない情報を提供することになる可能性があると考えている。
11. この問題を生じさせないために提案されたモデルが 2009 年 ED モデルであったが、第 7 項で示したとおり、これは実務適用が困難という点から断念している。
12. そこで、IASB は、2011 年 1 月に FASB と共同で、信用が悪化していない金融資産（グッドブック）について、全期間の予想信用損失を当該金融資産の残存期間にわたって配分することで、純損益における受取利息と信用コストとの対応関係を図るモデルを提案したが、当該モデルも実務適用の困難さの観点から、関係者の支持を得られなかった（〔図表 1〕）。
13. この経緯から、その後、IASB は、受取利息と信用コストとを減損モデル上で対応さ

³ 主に金融資産の利息に係るデータ及びシステムと、予想信用損失に係るそれらを統合する必要があり、理屈上、すべての金融資産について DCF 法のような予想キャッシュ・フローに基づく実効金利計算が必要となる点が挙げられた。

せることについては、ある意味断念しており、実務において一般的な、償却原価に一定の引当率を乗じるという方法を基礎としたモデルの検討を行うこととなった。

14. このモデルでは、当初認識時及び事後において、契約当初に見込んだ予想信用損失が不変であっても減損損失が認識されるという問題は回避できないが、この問題が全期間の予想信用損失を当初認識時に認識するとした場合ほどの大きさにはならず、影響を軽減できるという点を、当初認識後の信用リスクの著しい増大が生じていない金融資産について 12 か月の予想信用損失を認識する理由として説明している（IFRS 第 9 号 BCE 第 123 項、第 170 項）。
15. なお、IASB は、予想信用損失の対象期間を 12 か月に限定することにつき概念的な論拠はないと認めているが、銀行に対する健全性規制や自己資本規制において 12 か月の予想信用損失が用いられていることにも鑑み、運用上の単純化及びコストと便益に見合うものとしている。また、信用リスクの著しい増大が生じる前は、全期間の予想信用損失の一部（12 か月の予想信用損失）を利回り調整の代用として捉え、純損益への影響に関し、実効金利法を調整する当初提案へ近似させるものと説明している（IFRS 第 9 号 BCE 第 99 項、第 100 項）。

(相対的アプローチ：信用リスクの著しい増大)

16. 第 10 項から第 15 項で示した理由から、ECL モデルでは、全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失を切り分けるモデルが採られている。同モデルでは、全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失の切り分けを、当初認識後の信用リスクの著しい増大の有無を基礎とする、相対的アプローチが採られている。
17. IASB は、契約上の利回りに織り込まれていない、事後的な悪化が生じたときに、予想信用損失を増加させるべきとの考えを基礎として相対的アプローチを採用している。
18. なお、IASB は、予想信用損失の対象範囲を 12 か月と全期間に切り分ける方法につき、相対的アプローチではなく、各期末時点における信用リスクの水準に基づく絶対的アプローチを選好する関係者からの要請があることを認識しているが、以下の理由から棄却している（IFRS 第 9 号 BC 第 5.160 項、第 5.161 項）。
 - (1) 認識される予想信用損失は、当初の信用損失の予想とその後の予想の変動の経済的影響に近似しないことになる。すなわち、第 10 項で示した、当初認識時に金融資産の価格付けに織り込まれた予想信用損失の当初の見積りと、その後の変動との影響は区別すべきであるという考えと整合しない。

（例えば、信用リスクが高いが、企業がその高い信用リスクに見合うように適

切に価格付けをしている金融商品について、常に全期間の予想信用損失が認識されることになる。)

- (2) 全期間の予想信用損失を認識するための絶対評価による信用リスクの閾値が高すぎる場合には、当該閾値を下回る金融商品が多くなりすぎ、予想信用損失が過小表示されることになる。逆に、絶対評価の閾値が低すぎる場合には、当該閾値を上回る金融商品が多くなりすぎ、予想信用損失が過大表示されることになる。これは、IAS 第 39 号における発生損失モデルにおける減損の客観的証拠の閾値と同様となるおそれがある。

FASB における予想信用損失モデル

CECL モデルの基本的な考え方

19. FASBにおける減損モデルの主要な目的は、企業の金融資産及び潜在的な与信に係るコミットメントに起因する企業の予想信用損失に関し、財務諸表利用者による適切な経済的意思決定のための、より有用な情報を提供することであるとする点でIASBと共通している。しかし、情報の有用性に係る目的適合性に関する考え方についてはIASBと異なり、次項の点を重視している。
20. FASB は、資産に対する引当水準の適切性をより重視している。これは、金融危機時に見られた、会計基準と市場参加者による信用リスクに対する認識や、結果的な帳簿価額と市場価格との間のずれへの米国の関係者の強い問題意識が根底にあるものと考えられる。
21. FASB と IASB は、両審議会がそれぞれ公表した 2012 年 ASU 案「金融商品－信用損失 (subtopic825-15)」及び 2013 年 ED「金融商品：予想信用損失」(IASB) に対する関係者から受け取ったフィードバックについて明らかに相違があったため、関係者に対してアウトリーチ活動を実施したが、それにより、両審議会は、以下の相違を識別したとしている (ASU 第 2016-13 号 BC 第 129 項、IFRS 第 9 号 BC 第 5.116 項)。
- 作成者が米国会計基準を貸倒引当金にどのように適用するのかの出発点が、IFRS による作成者の出発点と異なっており、この出発点の相違が、2 つの提案されたモデルに対する利用者の認識に影響を与えている。
 - 銀行等の監督当局と貸倒引当金との役割の間の相互関係が、米国の方が歴史的に強い。
 - 米国での財務諸表利用者の多くが、貸借対照表上の貸倒引当金の適切性を

24. [図表2]は次のことを示す。
- (1) 貸出金等の当初認識時において、CECLモデルでは全期間の予想信用損失が認識されるのに対して、ECLモデルによれば、12か月の信用損失が認識される。
 - (2) 金融資産の当初認識後は、CECLモデルによれば、信用リスクの変化に応じて引当額が変化するのに対して、ECLモデルによれば、信用リスクの著しい増大が生じた時点で、引当額が急激に増加する。

(参考) 日本基準の貸倒見積高の算定に関する定め の 制定経緯及び

基本的な考え方

25. 我が国では1999年1月に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「意見書」という。)が公表され、この中で貸倒見積高の算定に関する定めも整備された。意見書の公表以前は、貸付金に係る回収不能見込額については、企業会計原則注解18に基づいて貸倒引当金を設定することとされていたものの、具体的な算定方法を示す基準はなく、回収不能見込額の具体的な算定は会計慣行に委ねられていた。具体的には、元本の回収可能性を重視し、担保の処分見込額、保証による回収見込額、過去の貸倒実績率等が考慮され、実務的には、税法基準を用いる例も見られた。
26. この状況を踏まえ、債務者の財政状態及び経営成績が悪化し、当初の契約条件に従って元本の回収又は利息の受取りができない等債務者に問題が生じている場合に、貸倒見積高を適切に算定するための会計基準を整備する必要があるとされた。
27. 企業会計審議会における検討の結果、1999年1月に意見書及び金融商品に係る会計基準が公表された(2006年に同会計基準を企業会計基準委員会が引き継ぎ、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」としている)。
28. 前項の金融商品に係る会計基準では、具体的には債権を債務者の財政状態及び経営成績等に応じて一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分するとともに、それぞれの区分ごとに貸倒見積高の算定方法を[図表3]のように示している。なお、基本的な考え方として発生損失モデルを採用しているか予想信用損失モデルを採用しているかは明示されていない⁴。

⁴ 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第302

[図表 3] 金融商品に係る会計基準における貸倒見積高の算定方法

債権の区分	引当手法
一般債権	・ 債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準
貸倒懸念債権	・ 担保及び保証のない部分の必要額（財務内容評価法） ・ 割引現在価値（キャッシュ・フロー見積法）
破産更生債権等	・ 担保及び保証のない部分の全額（財務内容評価法）

ディスカッション・ポイント

上記ご説明についてご質問及びご意見があれば頂きたい。

以上

項では、貸倒引当金について、債権の評価勘定として、期末債権について将来顕在化する損失のうち、期末までにその原因が発生しているものの損失見込額を計上するものとされている。